

大蔵委員会議録 第二十九号

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事伊藤 五郎君 理事鴨田 宗一君

理事毛利 松平君 理事有馬 輝武君

理事平岡忠次郎君 理事堀 昌雄君

岡田 修一君 金子 一平君

筒牛 凡夫君 久保田藤麿君

田澤 吉郎君 高田 富與君

高見 三郎君 永田 亮一君

西村 英一君 藤井 勝志君

米山 恒治君 佐藤觀次郎君

田原 春次君 広瀬 秀吉君

藤原豊次郎君 安井 吉典君

出席國務大臣 水田三喜男君

大蔵大臣 磯田 好祐君

出席政府委員 大蔵事務官 磯田 好祐君

(財務参事官) 大蔵事務官 上林 英男君

(主計局法規課長) 大蔵事務官 西原 直康君

(理財局長) 大蔵事務官 石野 信一君

(銀行局長) 大蔵事務官 賀屋 正雄君

(為替局長) 大蔵事務官 中道 隆夫君

(運輸技官) 大蔵事務官 奥野 誠亮君

(港務局長) 大蔵事務官 村上孝太郎君

(自治事務官) 大蔵事務官 村山三郎君

(財政局長) 大蔵事務官 村山三郎君

委員外の出席者 大蔵事務官 村上孝太郎君

(大臣官房財務調査官) 大蔵事務官 村上孝太郎君

専門員 拔井 光三君

本日の會議に付した案件  
大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出第一五七号)

○足立委員長 これより會議を開きます。

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 たいだいま議題となりました大阪港及び堺港の開發に関する外貨債の發行に關する件に關しまして、大蔵大臣に少しお伺いをいたします。

最近の設備投資の増高は新聞紙上でも伝えられておりますように異常な高度な状態が続いておりますのであります。この大阪港における開發計画もやはりこの設備投資の増高の一環として理解しなければならぬ問題だと思っております。そこで、現在の設備投資の状況その他につきましては、私は実は企画庁長官の出席を要求いたしましたけれども、きょうは他の方に所用があつて出られないということでございますので、この問題につきましては一部二十五日の委員会に譲りたいと思っております。当面一番私心配いたしておりますのは、何と申しましても

現在の國際収支の問題でございます。そこで、最初に伺いをいたしたいのは、三月三十一日現在でけっこうでございますが、外貨保有量の中に占めますところのユーザンス残高、ユーロ・ダラーの引当分、クリーン・ローン、自由円その他というふうなわけ方で、一つ細分的に三月末の状態を伺いたいのと、それから、昭和三十五年三月末と昭和三十六年三月末における外貨保有量の推移を、たいだいま申し上げましたような長期的な債権と短期債権とに區別をして、実質的な年間における黒字幅の増大というものは一体何に基づいたのかということ、計数的に一回お答えを願いたいと思つております。

○賀屋政府委員 お答え申し上げます。

三月中におきます國際収支は、たいだいま日本銀行において計數を整理中でございます。おそらく明日ごろ公式に発表いたします段取りになっておりますので、本日のところはまだ概數と申しますか推定の數字しか申し上げられませんが、その点をお断り申し上げます。おきたいと思つております。外貨準備の方は、すでに発表いたしました通り、三月末におきましては十九億九千七百万ドルという數字に相なっております。このうちの短期の外債に見合う分が幾らあるかということもございしますが、いづか当委員会でも御説明申し上げますように、この十九億九千七百万ドルという數字は日本銀行と大蔵省が持つております外貨の純資産でございます。

これはそのまま債権でございます。ただ、ただそれだけでは、短期の負債に基づいて獲得したものがやはり大蔵省の保有外債になって、こういう關係でございます。従つて、この十九億九千七百万ドルの内訳という意味において債務があるわけではないと思つて、念のため申し上げますが、念のため申し上げます。

ところで、三月末において短期の負債がどの程度あるかということもございしますが、外貨準備と對比いたしました考えます場合には、まず第一に自由円勘定でございます。よくユーロ・ダラーもこの短期の債務として問題になるわけでございますが、このユーロ・ダラーが短期の債務であることには間違いないのであります。あるいはホット・マネーであるということもいわれるわけでありまして、これは、御承知のように、日本の為替銀行がロンドンに支店を出してございまして、そこで、高金利を目ざしてヨーロッパへ流れてきておる資金を日本銀行が吸収するということになっております。これのユーロ・ダラーを受けた額が、そっくりそのまま外貨準備の増になつて現われておることではないのでございまして、つまりユーロ・ダラーを取り上げて現地で活用するといふ場合もございまして、そうして、その一部を申し上げますが、半分に近い金額が、いわゆる自由円として内地に換金されまして自由円勘定になっておる。従つて、外貨準備との比較において短期負債を見るという場合においては、この自由円勘定が幾らあるかということもございしますが、これが三月末で二億二百万ドルという數字に相なつております。

それから、もう一つ、外貨準備の増加の大きな要因をなしておりますものは、いわゆる輸入ユーザンスでございます。これは、外銀によって与えられておりますところのユーザンスと、本邦の為銀の海外支店が与えておりますユーザンスを合せて申しまして、九億七千万ドルという數字になっております。それから無担保借入れと申しておりますものが一億四千百万ドル。その他為替銀行の負債、これはごまかいものがいろいろあるので、証券担保の借入れとか、あるいはメール・クレジットを合計いたしましたして五千四百百万ドル。それから、短期の負債の特殊なものとして、綿花借款の三千九百万ドル、石油のスタンバイ・クレジットが三千三百万ドル、こういうものを合計いたしますと、いわゆる短期の負債額は十四億四千四百万ドルという數字に相なつております。

しからば、その外貨準備が十九億九千七百万ドルあるうち、この十四億は短期の負債であつて、従つてこれがすぐ引き揚げられるということになれば、確実な資産としては、その差額の



七月ぐらまでの赤字というものは大体予想していたこととございますので、別にここで大きい変化がきたとも思っておりません。

○堀委員 四月の信用状の赤字は月末になりませんと最終的なことはわかりませんが、昨日あたりまでの様子を見ますと、赤字の幅は予測されたよりも相当大きいということは大臣も認められるであろうと思っております。そこで問題になりますのは、政府の側で言われておりますのは、原材料在庫がある程度一巡をすれば輸入は下がります。ところが、こういうような声が出ておりますが、原材料の在庫率というものは最近あまり上がっていないというふうに思っておりますけれども、具体的な数がおわかりでしたら、最近のものをちょっとお答えいただきたいと思います。

○村上説明員 正確な数字はわかりませんが、十二月、一月と下がりましたのが二月には多少上がっていると思っております。九〇%そこそこぐらいで下がりました原材料在庫率指数が、大体二月には少し上がって九五・六%になっております。

○堀委員 しかし、依然として九〇から九四ぐらまでの間で動いておるようでございますけれども、この状態は、少なくともこれまで大体一〇〇の付近を動いておった中から見ますと、相当な輸入がされておるにもかかわらず、輸入原材料在庫率というものがあまり上がっていないということは、私は、やはり、設備投資が非常に大きいために在庫率になるひまがない、それほどに実は設備投資が進捗しておる。こういうふうに理解するのが正しいの

ではないか。そういったしますと、ここで相当なふえ方をしないということであるならば、今のような昨年度をさらに二〇%程度も上回るであろうといわれるような設備投資がこのままに放置されておるならば、輸入に占めるところのこれらの動向というものは、皆さんのおっしゃるようになり下二期になって、ますます下がってこない。ただ、まだまだ上がる傾向が残っているのではないかと。なるほど下二期において日本の場合には輸出がふえるわけでありませぬけれども、現在の見通しからするならば、私はやはり設備投資がある程度行政的な指導によってコントロールをされなければならない段階にきておるのではないかと。思っておりますが、その点は今大臣は必要がないとおっしゃっておる。ところが、日銀の方は四月十四日に大幅な窓口規制を行なつて、大体昨年度と同程度のところまで圧縮をしておるわけでありませぬけれども、この日銀の窓口の引き締めについては、大蔵大臣はこの問題を一体どう考えておられるか。

○水田國務大臣 設備投資は当然金融の伴うものでございますし、政府はこの設備投資を直接抑制する法的な力というふうなものを持っておりませぬので、従来こういうものの調整というものは多く金融機関を通じてやられたというのが実情でございます。これを政府政策として意識的にやるかやらぬかというのとは別問題でございますが、金融機関としては、やはり過剰投資になることを避けるためにとか、あるいはその投資が当面必要とされない設備投資であるとかいうような認定は、常に金融機関がこれを見て、いろいろ調整

してきたというのが実情でございますので、その線に沿つて、従来と同じようなことを若干やるということにおいては、別に干渉すべきものじゃないと私も思っております。今の設備投資を政府として必要なものでも押さえるんだという方針のもとに日銀に窓口規制をやれというふうなことをやらせておるわけではございませんので、金融機関で独自の判断で若干そこいらいろいろな調整策を講ずるといふことは、私は別に問題ないことだと思っております。

○堀委員 もちろん私は今の問題で非常に重要な点はここにあると思つております。実際に、今おっしゃつたように、これまでの設備投資を押さえるほんとうの力というものはどこにあるかといふことです。日銀の公定歩合操作がやはり一番先にあると思つて、さらにそれに伴うところの窓口規制の問題等、金融的な引き締めが本質的な指導をやらなければならぬ段階があるのじゃないかと思つております。鉄鋼生産につきましては、大体昭和四十五年に達成されるという目標が四十年にはすでに達成されるというところの過剰投資が実際は行なわれつつあるというのが現状であります。そういうような現状が片一方にありながら、今大臣がおっしゃる通りに、政府がこれをコントロールすべきではないんだ、これをコントロールするには金融による以外にはないんだということになりませぬと、実際上は日銀が勝手にやる以外には仕方がないというふうにも

聞こえるわけでありませぬ。心配しておりますのは、一番問題になつておるのは、池田さんを中心とするところの成長ムードと申しますか、ともかくこれが物価の上にはね上がつております。企業家の頭の中にも将来十年先の問題ばかりを考へて、所得倍増十カ年計画の最終点ばかりに目を付けていくならば、できるだけそこに早く到達しようということ、設備投資は今異常な競争状態にあると思つて、これは、本日の議案の中にもありますところの大坂港及び堺港、臨港地帯の問題におきましても、実際には二つしか入れないところに、石油化学は三つ競争をしておる、こういうような状態でありませぬ、名古屋周辺における問題にしまして、日本石油なりゼネラル物産が競争して許可を申請しているのが現状の姿です。率直に言うならば、現在の石油生産というものはすでに過剰生産になつて、今度のガソリン税の値上げの問題なんかについても、値上げ分は今の自然の増産の下りぎみの中で、吸収をされるような条件にすでに現在ではあるわけである。ところが、これに對して操縦をやるということ、公正取引委員会が動いておるといふのが伝えられておりますけれども、現状の段階ではすでにオーバーになっておるといふような状態がありながら、依然として石油化学というものは各地において激しい設備投資を考へて進出しようとしておるのが現状でありますから、やはり私はある一つの貫いた計画の中でコントロールがされなければならぬ。皆さん方の言つておられるような競争を考へておる、こういうふう

に思つておる。そして、結局しりぬぐいは日銀がさせられておる、こういうふうには私は見ざるを得ないのであります。

そうすると、あなたの方が、もし依然として今のような態度でいかれるとするならば、六月における財政収支の繰上り期における金融の取り扱ひが次には問題になつてくると思つておる。そこで、今の日銀の引き締めなり日銀総裁のいろいろの談話を讀んでおると、総裁としては、明らかに国際収支の赤字の状態、諸物価の値上がりの状態、最近の卸売物価の中において占める生産財の値上がり部分から、これらの卸売物価の値上がり状態等、いろいろな状態を考へ合わせてみますならば、当然私はある程度の配慮が必要な段階にきておると思つておるわけでありませぬ。政府側は依然として手放しで樂觀をしておられるわけでありませぬ。そこで、今伺つた六月の財政増超におけるところの政府の金融対策を一体どうされるか、大臣にお伺ひしておきたいと思つておる。

○水田國務大臣 政府の揚超があるというときには、これを緩和する金融政策というものが自然にあつていふことでありませぬ、どういふ方式でこの緩和をやるかということ、私どもの方にも意見がございますし、日銀側についても十分これに對する意見を持つておるわけでございますので、おのずからこれは善処されると思つておる。○堀委員 ただいまおっしゃつた政府の意見を一つお伺ひいたします。

○水田國務大臣 私どもの意見は、通貨供給方策として、単純な方策でなく

ていいという考えがございまして、供給方策としてはいろいろ考えられると思っております。

○堀委員 お答えは非常に抽象的で、いろいろとおっしゃいますから、そのいろいろを一つ项目的に何っておきたいと思ひます。

○水田國務大臣 大蔵省の指導ということと日銀の権限でやるべきことがございまして、私どもは、こうせいであせいという印象を与えないように今いろいろ申しているのをごさいます。それに成長政策をとっている以上は、資金の円滑な供給ということは政策の前提条件でございまして、この資金の円滑な供給をするための通貨供給方式というものは、今後はいろいろ構想を持たなければならぬと思ひますし、私どもも貸し出し一本の方式だけを考へていないことをごさいますから、大体御想像はつくと思ひます。

○堀委員 どうしてもおっしゃいますから、私の方から伺いますけれども、貸し出し一本にたよらないということは、マーケット・オペレーションが行なわれることを期待すると理解してよろしゅうございませうか。

○水田國務大臣 必要があれば、期待されるべきものと思ひます。

○堀委員 前段で通貨の供給は必要であるとお答えになったわけでありまして、そうすると、必要があれば期待するということは、三段論法になりまして、六月の揚超時期においてはマーケット・オペレーションを期待するということになると、これは、私は、今後の設備投資の問題について、六月にマーケット・オペレーションを

やるのに、四月に金融の窓口引き締めをやるといふことは、非常に矛盾が出てくると思ひますが、一体この間の矛盾をどう御理解になりますか。

○水田國務大臣 不必要な設備投資は避けたいというためのいろいろな配慮は必要であると思ひます。しかし、それは無関係に、揚超というような新たな事態に際して資金の円滑な供給といふことは、これはまた別の問題でございまして、矛盾はないと思ひます。

○堀委員 そうすると、大体皆さん方のお考えというものは、成長政策をとっている以上は、資金面では政府としてできるだけ供給をするんだ、こういうことがただいままでの論議の中で明らかになつたわけでありましてけれども、これは今の日銀の窓口規制をしておられる部分を、政府の方針として、今もろん不急のものだ、こうおっしゃいますけれども、不急の認定というものは非常に困難だと思ひるのであります。窓口で規制するものは資金面全体の関連になるわけでありまして、それが各銀行を通じて個々の企業との間になつていく場合に、私は今のような形だけではなかなかほんとうの問題の処理はできないと判断をしてるのであります。大臣は、しかしそれで不急不要のものはコントロールできるんだ。ここに大臣と私の見解の相違があると思ひるのであります。私どもは、当然さらに一歩前進した行政指導によつて、設備投資は少なくとも本年度の経済見通しのバランス上に立つた程度のコントロールがさるべきであると思ひますが、設

備投資の方は、今の経済見通しよりもずっと前へいって、国際収支の方は経済見通しよりもうしろへ下がつてくると、こういうような大きなギャップが現在出ている時期における政府の金融指導のあり方としては、私はきわめて楽観的に過ぎるという感じがするわけでありまして。

そこで重ねてお伺いをいたしますけれども、最近のこういう状況の中で、皆さんの方は、国際収支につきまして、上半期の見通しとして、経常取引、輸出が二十億七千万ドル、貿易外受け取りが三億七千万ドル、貿易外合計が二十四億四千万ドル、輸入が二十一億二千万ドル、貿易外支払いが四億一千万ドル、支払合計が二十五億三千万ドルで、経常収支じり九千万ドルの赤字になる、こういうふうな見通しを政府の方では立てられておるようでありまして、現在の時点において、このように経常収支において九千万ドル程度の赤字では、四月の信用状開設状況からすると済まないのではなからうかと思ひますが、この見通しは一体どうでしょう。

○水田國務大臣 三十五年度を見ますと、私どもは経常収支で一億二千万ドルの赤字を予定をいたしました。実際は七千万ドルの赤字になりました。資本取引におきましてはやはり若干の狂いを生じておりますが、総合収支じりの見通しは三十五年度は千万ドル程度、私どもの見通しよりも総合収支はよかつたということになりまして、しかし、中身の見方においては三十五年度において相当の食い違いを示したので、この食い違いの原因という

ものが三十六年度にも引き続いてその原因が見られますから、当初私どもの見た経常収支じりの九千万ドルというものではないかと思ひますが、まだこの四月から出発したばかりでございまして、現在この見込みをどう直すかといふようなところははいってございせんが、三十五年の継続の傾向から見まして、ある程度これは狂うのではないかと思ひます。

○堀委員 以上のように、大体国際収支の面で見ますと、国際収支は赤信は、生産財の値上がりを中心として、設備投資に基づくところの需要過多といふことで、これも赤信高、金融の面で見れば、三月末は異常なコール高を生じておるといふようなことで、あらゆる面で見ると、日本経済というものは、皆さん方が言われる成長政策がや前へ行き過ぎておる、こういう判断をするわけですね。

そこで、この問題に関連をして、もう一つ伺つておきたいことは、数日來外資法の取り扱ひの変更の部分が伝えられておるわけでありまして、これは一体どういふ取り扱ひによつて現在の二年据え置き、三年分割送金というものを二年据え置きだけにするとか、あるいは非居住者資本本勘定の振りかえを認めるとかというところは、法律的にはどういふ項目との関連で行なわれていのか、ちょっとこれを伺つておきたいと思ひます。

○質屋政府委員 御承知のように、外資法が昭和二十四年に制定せられました最初の目的と申しますか、これは、当時外資を導入いたしますためには、

送金保証ということがなければなかなか入りにくい。つまり、日本で資本を投下して、いろいろ事業をやつてもうけたといつたとしても、円でもうけるだけであつて、外貨でそれを自国の通貨に還元するといふ方法が保証されない限りは、なかなか外資は導入しにくい、こういう声がかつて外資家の中にも強かつたのみならず、日本でもその必要を感じまして、そこで外資法を作りまして、一般の爲替管理法のいわば例外法と申しますか、爲替管理法は対外送金をそのつどそのときの国際収支の状況とにらみ合わせて許可して行く、こういう方針でございまして、外資法におきましては、一たんその外資が入つて参りますときに、これは日本の経済にとつていい外資であるという認定を認可の形で行なうとすれば、その外資が入りまして国内で利潤を上げた場合その送金ができる、こういう一々爲替管理法の許可が必要でないという方策を考へたわけでございます。

そこで、この外資法におきましてその取り扱ひをどういふふうにするかといふこと、御承知の通り、たと一たん入りませう場合に外資であるといつても、引き揚げたいといふときは一挙に引き揚げられては、日本の経済にとつて国際収支に対しても大きな影響があるといふことで、ある程度の期間は日本の経済に貢献してもらいたい、それから、いざ出ていく場合におきまして、一挙に引き揚げられるといふことになしに、分割をして引き揚げてもらいたい、こういうことから、外資法の大原則は、株式投資の場合におきましては二年据え置き、つまり外国投資家が株を買ひましてからすぐ

送金保証といふことがなければなかなか入りにくい。つまり、日本で資本を投下して、いろいろ事業をやつてもうけたといつたとしても、円でもうけるだけであつて、外貨でそれを自国の通貨に還元するといふ方法が保証されない限りは、なかなか外資は導入しにくい、こういう声がかつて外資家の中にも強かつたのみならず、日本でもその必要を感じまして、そこで外資法を作りまして、一般の爲替管理法のいわば例外法と申しますか、爲替管理法は対外送金をそのつどそのときの国際収支の状況とにらみ合わせて許可して行く、こういう方針でございまして、外資法におきましては、一たんその外資が入つて参りますときに、これは日本の経済にとつていい外資であるという認定を認可の形で行なうとすれば、その外資が入りまして国内で利潤を上げた場合その送金ができる、こういう一々爲替管理法の許可が必要でないという方策を考へたわけでございます。

送金保証といふことがなければなかなか入りにくい。つまり、日本で資本を投下して、いろいろ事業をやつてもうけたといつたとしても、円でもうけるだけであつて、外貨でそれを自国の通貨に還元するといふ方法が保証されない限りは、なかなか外資は導入しにくい、こういう声がかつて外資家の中にも強かつたのみならず、日本でもその必要を感じまして、そこで外資法を作りまして、一般の爲替管理法のいわば例外法と申しますか、爲替管理法は対外送金をそのつどそのときの国際収支の状況とにらみ合わせて許可して行く、こういう方針でございまして、外資法におきましては、一たんその外資が入つて参りますときに、これは日本の経済にとつていい外資であるという認定を認可の形で行なうとすれば、その外資が入りまして国内で利潤を上げた場合その送金ができる、こういう一々爲替管理法の許可が必要でないという方策を考へたわけでございます。

送金保証といふことがなければなかなか入りにくい。つまり、日本で資本を投下して、いろいろ事業をやつてもうけたといつたとしても、円でもうけるだけであつて、外貨でそれを自国の通貨に還元するといふ方法が保証されない限りは、なかなか外資は導入しにくい、こういう声がかつて外資家の中にも強かつたのみならず、日本でもその必要を感じまして、そこで外資法を作りまして、一般の爲替管理法のいわば例外法と申しますか、爲替管理法は対外送金をそのつどそのときの国際収支の状況とにらみ合わせて許可して行く、こういう方針でございまして、外資法におきましては、一たんその外資が入つて参りますときに、これは日本の経済にとつていい外資であるという認定を認可の形で行なうとすれば、その外資が入りまして国内で利潤を上げた場合その送金ができる、こういう一々爲替管理法の許可が必要でないという方策を考へたわけでございます。

送金保証といふことがなければなかなか入りにくい。つまり、日本で資本を投下して、いろいろ事業をやつてもうけたといつたとしても、円でもうけるだけであつて、外貨でそれを自国の通貨に還元するといふ方法が保証されない限りは、なかなか外資は導入しにくい、こういう声がかつて外資家の中にも強かつたのみならず、日本でもその必要を感じまして、そこで外資法を作りまして、一般の爲替管理法のいわば例外法と申しますか、爲替管理法は対外送金をそのつどそのときの国際収支の状況とにらみ合わせて許可して行く、こういう方針でございまして、外資法におきましては、一たんその外資が入つて参りますときに、これは日本の経済にとつていい外資であるという認定を認可の形で行なうとすれば、その外資が入りまして国内で利潤を上げた場合その送金ができる、こういう一々爲替管理法の許可が必要でないという方策を考へたわけでございます。

送金保証といふことがなければなかなか入りにくい。つまり、日本で資本を投下して、いろいろ事業をやつてもうけたといつたとしても、円でもうけるだけであつて、外貨でそれを自国の通貨に還元するといふ方法が保証されない限りは、なかなか外資は導入しにくい、こういう声がかつて外資家の中にも強かつたのみならず、日本でもその必要を感じまして、そこで外資法を作りまして、一般の爲替管理法のいわば例外法と申しますか、爲替管理法は対外送金をそのつどそのときの国際収支の状況とにらみ合わせて許可して行く、こういう方針でございまして、外資法におきましては、一たんその外資が入つて参りますときに、これは日本の経済にとつていい外資であるという認定を認可の形で行なうとすれば、その外資が入りまして国内で利潤を上げた場合その送金ができる、こういう一々爲替管理法の許可が必要でないという方策を考へたわけでございます。

送金保証といふことがなければなかなか入りにくい。つまり、日本で資本を投下して、いろいろ事業をやつてもうけたといつたとしても、円でもうけるだけであつて、外貨でそれを自国の通貨に還元するといふ方法が保証されない限りは、なかなか外資は導入しにくい、こういう声がかつて外資家の中にも強かつたのみならず、日本でもその必要を感じまして、そこで外資法を作りまして、一般の爲替管理法のいわば例外法と申しますか、爲替管理法は対外送金をそのつどそのときの国際収支の状況とにらみ合わせて許可して行く、こういう方針でございまして、外資法におきましては、一たんその外資が入つて参りますときに、これは日本の経済にとつていい外資であるという認定を認可の形で行なうとすれば、その外資が入りまして国内で利潤を上げた場合その送金ができる、こういう一々爲替管理法の許可が必要でないという方策を考へたわけでございます。

売ったのでは、その売上代金はドルにはかえられない、とにかく二年以上は持ってもらいたい、二年以上持っていてこれを売った場合には、その売上金は五分の一ずつ五年間に分けて送ることを保証しよう、こういうのが外資法で考えたことである。

ところで、御承知のように、昨年の六月からこの五年据え置きというものはあまりに長過ぎるという声が内外に起りまして、これを、為替の自由化も進んでいく際であるから、もう少し短縮したらどうかという意見が強くなりまして、これを三年に短縮いたしましたわけでございます。それでは外資法の改正が必要ではないか、こういうお考えが当然起ると思っておりますが、外資法は、ただいま申しましたように、保証をするという意味合いにおきまして、最小限度と申しますか、これだけのワクの範囲内で保証をしようという限度をきめておるわけでございます。最近のように、国際収支の状況と申しますか、外貨準備が非常にふえて参りましたので、日本政府が積極的にその保証をするのが五年の分割送金であるが、その中で外貨事情がいろいろで特に短かく許す、為替管理法の運用で、為替管理法上の許可でもってさらにこれを三年に縮めて許可するということはないか、あえて法律の改正をしないか、

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十九号 昭和三十六年四月二十日

部分と申しますか、ほとんどもが經常取引面における自由化でございます。御承知の通り、雑送金の緩和でありますとか、あるいは海外渡航の面におきまして、あるいは商社の外貨保有あるいは銀行の融資面における制限、そういったものを徐々に撤廃して参りました。これはいづれも為替の經常取引面における自由化でございます。それ以後資本取引面における自由化の様子を見ておったのであります。年度も改まりまして、昨年六月にその措置をとりまして以来もう一年近くにもなりまして、この際、昨年の例にならぬように、法律の改正によらず、為替管理法の運用によりまして、三年据え置きという点を撤廃いたしまして、二年引き続き持っておりますれば、それを売却した売却代金の円は一括して送金できる、こういう取り扱いにいたすことにしたわけでありまして。

○堀委員 きょうはちょっと私時間がありませんから、次の機会にもう少し詳しく伺いますけれども、この資本取引の問題については、今のADR等に伴うところのそういう資金の動きだけではなくて、すべてが二年据え置きだけとは違って、三年の問題はもう特定のそういうものではなくて、資本取引なりどれにも通用する、こういうふうにも理解してよろしいわけでしょうか。

○質屋政府委員 ただいま申し上げましたのは、主として株式について申し上げたわけでございます。それから、社債につきましても、従来の取り扱いが償還期まで五年以上のものだけにしか投資できない、そうしてその償還期間が過ぎますれば一ぺんに送れる、こ

ういう取り扱いにいたしておりましたのを、今度は、為替管理法の運用によつて、二年間持っておれば、償還金であろうが売却金であろうが送れることにするということでございます。そのほか、資本取引の面におきまして、投資の形といたしましては例は少ないのであります。証券投資信託でありますとか、貸付信託もございしますが、貸付信託の方は社債に準じた扱い、それから証券信託の方は株式に準じた扱いにする、こういうことにはいたしております。

○堀委員 そうすると、そこはわかりましたけれども、その次に、非居住者資本円勘定の振替ができるようになるというように伝えられておりますが、その点はどうなんでしょうか。

○質屋政府委員 従来、為替管理法に基づきまして、非居住者の特殊の預金勘定といたしまして、非居住者円預金勘定という制度があつたのでございします。これは別段その残高について送金を認めるとか、あるいは振替を認めるとかいう措置は全然なく、完全に封鎖せられた勘定であつたわけでございます。この勘定に入るものは、ただ証券を売った売却代金に限らない。その他いろいろなものが出し入れされておつたわけでありまして。たとえば非居住者が一定の滞在費に使うということもありませんし、場合によっては動産等も売却代金も入るといふことになつておつたわけでございます。こういう勘定のうちから一つ区分いたしまして、為替の自由化の一環といたしまして、御承知のように昨年の七月自由円預金勘定というものを創設いたしました。いつでもドルに交換できる勘定、

ドルと同じ扱いにするという勘定を作つたわけでございます。従つてその方に出ていったものはいつでもドルに交換できる。しかし残つたものについては依然としてそのまま封鎖される。しかし、この勘定につきましては、為替の自由化のワン・ステップといたしまして、このたび新しくこれに振替性を認めよう——一挙に全部に対して交換性を与えるというのはいさぎよく過ぎてございしますが、その前ぶれといたしまして、とりあえず振替性を与えておきたいというのが今回の改正の趣旨でございます。よく新聞等にも証券との関係

を云々されておりますが、イギリス等のいわゆる証券ボンドの制度、これは純粋に証券取引のみについての勘定でございます。私どもの今度の振替性を与えまして非居住者円勘定と申しますのは、必ずしも証券取引のみではなく、もっと広い取引に使われておる預金勘定でございまして、これについて為替自由化の一步前進という意味で振替性を与えたわけでございます。その結果いわゆる証券円的な動きをするということも期待できるわけでございます。したが、主たるねらいはそういうものであるわけでございます。

○堀委員 実は、この前、昨年の十月ごろでございしましたが、ADRが問題になりましたときに、私、大蔵大臣に、証券円の取り扱いについてはどうか、ADRは今のままでは無理ではないかとお話ししましたら、ADRは今のままでございます。証券円はやはりありませんというので、水田さんははっきりここで答えになったのですが、今度は証券金以上の幅の問題に踏み切られたわけですが、それのよつて来たる理由は一休何ですか。池田さんがアメリカに行く手みやげだというふうなことでは、われわれはどうぞも感心したものではないと思つたのであります。さらには、もう一つ問題になりますのは、実は証券市場がそうでなくても今異常な動きを示しておる時期に、このような処理をされることによつて、私は証券市場がさらに異常な高さになるのではないかと申す。そういうこと自体は、やはり設備投資に関連して、膨張的な要素というものの一つになるという点で、この処理が今行なわれたことについては、ちょうど金利引き下げと同じように、経済的な客観的情勢から見ると必ずしも望ましくないのではないかと感じますが、おのこの点について一つ大蔵大臣からお聞きしたいと思います。

○水田國務大臣 為替取引の自由化については、昨午政府が大綱をきめましたそのプログラム通りに、実は三十五年に予定されてあつたものはほとんど全部やつてしまつた、こういうことでございます。この次に私は資本取引の自由化の問題にプログラムとして入つていこうというのを最初から考へておりましたので、今度のとられた措置については、今卒然としてつたわけではございしません。当時から一つのプログラムとしてわれわれは検討しておつたものでございまして、それで、ADRの問題がございましたが、そのために証券円というふうなものを考へるべきではないかと答へたわけでございますが、そのとき私どもの考へておりましたのは、証券円のためではなくて、全体としてこの資本取引の自由化ということについて政府はもう一步前進

しょうという考えを持っておつたら、そういうときに、もつと広い立場で解決すべき問題だというふうに考へていろいろ検討し、今度の措置をとつたということでございますので、今度池田総理が渡米するから、そのみやげにやつたとかいうような性質じゃございませんで、もう昨年以來私どもは次の自由化のプログラムを考へておつたその一環として、手初めにまず今度の措置をとつたという事情でございます。

○堀委員 しかし、あのときにお答えになつたお答えのニュアンスは、必ずしも今のようなものではなかつた。皆さん方の方では、それはいいですけども、どうもちょっとその点については、その答弁では受け取れなかつたように、あの答弁では受け取れなかつたように、それがよろしいとして、こういうような取り扱いになると、為替相場が二本建になる可能性が出てくると思うのですが、これに対処する政府の考へ方は一体どういふことですか。

○質屋政府委員 今度の措置をとりまして、はたしてどの程度利用されますか、私も数字的に確たる見通しを持っておるわけではございません。従いまして、需要供給の関係からどの程度の幅が出てくるかという点についても、数字的な見通しを持っておりませんが、ただ、現行の三百六十円の基準レートとは別な相場が海外において立つというところは、理論的に当然考へられるわけではございまして、これを実行いたしました後の状況によりまして、はなはだしき不合理な状態が生じないよう、そのときどき適切な措置をとつていきたいと考えております。

○堀委員 これによりまして私ちよつと心配をいたしますのは、外資を導入すること自体は私は決して反対はしないわけでありまして、入り方が予測できないような入り方をして、これもやはりユーロ・ダラーのようなホット・マネー的にADRの格好で入つてきたものももし非常に急速な動き方をすれば、いかなれば投機的な動き方をするようなことになりまして、それでなかつても非常に投機的な傾向のある日本の証券の問題については、今後非常な危険が起る可能性があるのじやないか。株式保有高が相当高いですから、一〇%なりの中で動けるということになれば、かなりの危険がある。それが今の自由円振替勘定のようなことで、ともかくもいろいろな格好で処理ができるという道を開いたことに対して、政府側としては、これは大蔵大臣としてのお答えいただきたいのですが、証券対策について、こういった外資との関係で今後の不安はないのかどうか、一つ伺いたい。

○水田國務大臣 日本の為替相場が二重になりはせぬかという御心配です。こういう送金制限緩和をやれば確かにそういう心配はありますが、やらなかつた場合には、たとえばADRのような問題になつてきますと、今度は日本の株式の相場もまた二重性といふような問題が考へられますし、いずれにしろそういう問題はつきまとうわけではございまして、ではいつまでも壁を作つておいて、その中の安全性を保つというところがいいかどうかということになりますと、それは参りませんが、やはりこの自由化の波の中にさらされて起り得るいろいろな事態に對

して必要な手を打つていくということ、本格的な進み方の姿だと私も考へますので、そういうことから起り得るいろいろな事態に對しては、あまり心配しておりません。それが起つたときに、それに対する施策を考へるよりはかかないと思つております。ことに株式の問題は、何と云つても株式の保有のパーセントというものは非常に少ないものでございまして、こういう措置をとることによつて、そういう影響はおそらくないだろう、影響を与えるほど大きい問題ではなからうと私は考へております。

○堀委員 そこで、時間がございませんで、先を急いで本法の問題に入りたいのであります。これはどこでお答えいただきたいのかわかりませんが、今度の大阪港、堺港の開港に伴うところの所要資金は大体一千億圓余りになつておるようでありまして、この中で外債に期待しておる部分は一億幾らになるのか、これをどこでもいいたくからちよつとお答えいただきたいと思つております。

○奥野政府委員 三百五十八億圓でございます。○堀委員 その三百五十八億圓、約一億ドル近いものでありますが、これを初年度として九十億圓のマルク債で借り入れたいというふうなものであります。か、あとの見通しが一体立つておるのかどうか。三百五十八億から九十億引いた残りというものについては、私が見通しがはいんじやないかと思つておりますが、これはどういふふうか。

○磯田政府委員 今回の大阪築港の外債発行の問題でございますが、先ほど奥野財政局長からお話のように、三

百五十八億、約一億ドルの外債発行を期待しておるわけでありまして、さしあたり本年度におきまして約九十億を期待いたしまして、あとの二百七十億に相当するものは、先方に対してはこれだけの外債発行を希望するということをお申し入れてあります。従つて、私どももいたしましては、今後先方におきまして好意的にこの問題を考へてくれるというのを期待いたしておるわけでございます。なお、さしあたり発行いたします外債はドイツで発行予定いたしております。今後の情勢によりましては、スイスのマーケットとか、あるいはほかのマーケットも考へられるわけでございます。従つて、私どももいたしましては、今後の外債発行というのに対しては強い期待を持つておるわけでありまして、

○堀委員 そうしますと、それは一応できた仮定いたしました。この資金計画の中で借款対象事業費が七百七十億になつておりました、借款希望額三百五十八億になります、残り四億十二億というのは、一体これはどこから資金が供給されるのですか。

○奥野政府委員 工業用地の造成などにつきましては、でき上りました土地の売り払い代金などがあるわけでございます。若干は工業用水路などにつきまして一般会計から繰り入れをしようというものもございまして、

行なわれる見通しでこういう計算ができておるのですか。○奥野政府委員 場所によつて違つたわけでありまして、一万円から二万円の間のものでございまして、

○堀委員 大阪湾の場合は幾らですか。○奥野政府委員 場所によつて違つたわけでございますけれども、今申し上げましたような範囲内ででき上がる予定でございます。

○堀委員 そこで、この資金計画一千億圓。相当膨大な計画になつておるわけでありまして、これは大蔵省の方にお伺いしていかないといけないのです。今、今のマルクの動きです。この前、五%弱のマルクの切り上げが行なわれた。最近の様子によると、現在ドルの流入は依然としてやまぬ。すでに八十億ドルをこえてきておる状態であるというので、早晩マルクの切り上げが再び行なわれるのじやないかという懸念のもとに、ドルが相当流れ込んでおるといふのが現在の実情のようでありまして、今後のマルクの動きについては、政府が一体どう考へておられるか。

だ、いろいろな情報等から判断いたしました、なるほど、御指摘の通り、せんだつての切り上げ以後におきまして、ホット・マネーの流入は続いております。それから、一部には、せんだつての切り上げの幅が小さかったということから、当然再度切り上げがあるのではないかとというようなことも、うわさとしてはいわれておりますが、私どもの得ております情報では、ドイツの通貨当局も正式に、予見し得る近い将来において再度切り上げをすることは全く考えておられぬということを言明したと伝えられております。それからもう一つは、これは三月でございますが、御承知の国際決済銀行の月例会議というのがございまして、ここに西欧八カ国の中央銀行総裁が集まりまして、これはマルクの切り上げ直後でございますが、当時のいろいろなうわさがございまして、通貨の再調整のうわさは全く根拠がないものであるとうことを確認して、関係国の各中央銀行が為替市場において緊密な協力をしておるといふことを一般に周知徹底させる必要があるという意見が、決議されていますか、そういう話し合いがこの月例会議において行なわれたというようなことから判断いたしました、それから、先般御承知のドイチェ・バンクのアプス頭取が参りまして、そのときの個人的な考えも聞いておりました、そういつたようなことからいろいろな判断いたしました、近い将来に再度の引き上げがあるとはまあないかと考えていいんではないかと、これは他国のとりま措置でございますので、私どもがいかにないと申しまして、今回の措置そのものには御承

知のように極秘裏に突然行なわれた措置でございますので、責任は持てないかと申しますか、断言はいたしかねますが、いろいろな情報から判断いたしました、ないのではないかと、いろいろに私どもは見えておるわけでありまして、  
○堀委員 もちろん通貨価値の変更はあらかじめもって発表する国は世界にないわけでありまして、もちろん今のようなことは当然予想されることであつて、しかし、客観的な情勢を見ると、ホット・マネーがどんどん入つてきてドルが非常にふえて、今のようになドイツの状態から見ると、あとに残る手は、やはりもう一回切り上げざるを得ないのではないかと、思惑とそれとが重なり合つて追いつかされていくのではないかと、非常に近い将来にあるのではないかと、近も四年も先といふことでなくて、あるのではないかと、そういう気がするわけでありまして、そういうことが予想されるときに、こういう借款を行なうことになれば、非常にその間の差が、それだけのものはもうみすみす失うという格好になるわけでありまして、慎重にする必要があるのではないかと、思います。

もう一つ私が心配なのは、東京市でかつては貸借でずいぶん問題が起きたように、一体今後は、こういう問題の最終的な支払いについては、この前の貸借ではきつめてあまいな条件があつたために意見が対立したわけでありまして、今度のマルク債についての最終的な支払い時における通貨価値の変更の問題については、一体政府はどういう格好でこれを処理していこう

というのであるか、お伺いしたい。  
○磯田政府委員 マルクの再切り上げあるいは通貨価値の変更の問題をどう考へるかという問題でございますが、先ほど為替局長がお答えいたしましたように、私どももいたしましては、現在の段階において、近い将来にマルクの再切り上げがあるということは期待しておりません。それから、なお今後そういう場合に対処してどういふ措置をとるかという問題でございますが、私どもとしてはそういうことは予想しておりませんけれども、いづれ、この問題につきましても、先方からミッシェン等が参りました際には、十分そういう問題を念頭に入れて交渉したいと思つております。

○堀委員 念頭に置いて交渉するといふようなことは一体どういふことにならぬか。具体案がはつきりして、要するに為替の変動が将来起きる。これはこの前通貨価値の変更によつてフランズ債は非常に問題が残つたわけですが、こういうことを繰り返さないためには一体どうしたらいいのかわからない。具体的な方法がありますか。  
○西原政府委員 東京都の貸借あるいは政府の四分利貸借等について問題が起りましたのは、約款の中に、幾らか、たとえばポンドにリンクするよなことを、ほかの国との関係の、何といふか、通貨選択約款的なものがあるとかいうようなことから起つてくるのではないと思つて、従いまして、いろいろな通貨で選択してもいいような外債を発行することは、将来のことを考えますと、問題を残し、紛糾の原因を作ることになります。今度の場合はマルクとの関係だけでござ

いますから、そういう意味でそういうことはならないように、私どもはそう考へております。

○堀委員 マルクの動き、日本の円の動きが、三十年の長きにわたつておることでございますから、現在予測をされないわけでございますけれども、少なくとも、きょうはちよつと時間がありませんから、二十五日にさらに引き続きもう少しやりますが、この利子の見直しは一体どのくらいに考へておりますか。

○磯田政府委員 利子がどの程度になるかという御質問でございますが、最近までドイツで発行された外債の例で見ますと、大体応募者利回りが六〇前後で出ているのが多いようでございます。しかし、はたして、そういう条件でできるかどうかという問題は、今後の交渉にかんかるといふわけでございまして、また、最近、御承知のように、ドイツは昨年十一月に公定歩合の引き下げをいたしました、相次いでまたことしの一月ころ公定歩合の引き下げをいたしました。公定歩合が昨年の十一月においても五％であつたものが今三・五％に下がつております。

一方、外債市場におきましてもそれに相応してよくなつておりませんが、これも、漸進的によくなる情勢を示しておりますのでございまして、こういうドイツにおけるマーケットの状況等を十分勘案いたしました上で、できるだけ有利な条件をもつて交渉する以外に、今のところお答えの仕方がないと思つて、ただ、従来の例から申しますと、ドイツにおける外債の例というものは、大体応募者利回り六〇前後といふ

ことになつております。  
○堀委員 それに関連してちよつと伺つておきたいのですが、電電債がいつでしか最近発行されましたね、千五百万ドル、これの利回りは一体幾らになつておりますか。  
○磯田政府委員 電電債は、今電電からミッシェンが行きまして、ニューヨークで交渉しておる最中でございます。大体今の予定では、来月の下旬ころまでには調印を見るという運びで事務を進めておるわけでございます。従つて、現在の段階におきまして、目下御質問の利息の点と申しますか、条件を交渉しておる最中でございます。従いまして、今の段階では、私どももいたしましては、どういふところに条件が移るかというところは、お答えいたしかねる、これは調印の日初めてございするといふのが実情でございます。

○堀委員 調印の日はいつですか。  
○磯田政府委員 来月の下旬を予定いたしております。

○堀委員 まだ国会中ですから、そのときにまた伺いますが、私どもが聞いております範囲では、見ておる範囲では、どうも七・三七五％ぐらいになるのではないかと、一部伝えられておるわけでありまして、そういういたしますと、電電債の、国内債の公債債ですか、これよりは高くなる。要するに、外資導入というものは、安ん資本を入れたいということになつておるのかかわらず、逆に高いものを入れてくるということになる可能性がある。皆さんの方ではまだそんなことはわかりませんが、きょうは触れませんが、追つてそのき

つたときに、それ以後の機会に、ま

つたときに、それ以後の機会に、ま

つたときに、それ以後の機会に、ま

たこれは郵政省も一つ来ていたのだい、ちょっとこれは問題がありますので、詳しく一べん検討させていたたたきたいと思ひます。

ちよつとその次に伺つておきたいのは、銀行局に—開發銀行の電力に対する融資の率は幾らですか。

○石野政府委員 開銀の電力に対する融資の金利は六分五厘でございます。

○堀委員 開銀債については、昨年でしたか、ことしの春でしたか、出すことについてお聞きをいたしたわけでございますが、今の電電債の見通しが七%を上回るというふうなことになるかと、開銀債は、これは大体電力引き当てとして考えられておこつたように思うのでありますが、この問題については、一体これまで逆ざやになつてくるということになると、非常に妙なことになると思ひますが、これについて今交渉をしておるのか、その見通し等は一体どうなつておるのですか。

○石野政府委員 法案を通していただいて、交渉ができる態勢にはなつたわけでございますが、一方先ほどのお話の中にごさいます電電債の方の外債の話が進んでおりますので、まだ本格的な交渉に入らないうふうなことはなつておりません。今お話しした金利の問題でございますけれども、もちろんこれはまだそういう意味で具体的な話になつておりませんので、今から必ずそういうふうにするときめておるといふことじやございませぬけれども、考え方として、電力債を外債で発行いたしました場合に、逆ざやで六分五厘で貸すというふうなことでなくて、やはり資金調達のコストを考へまして、そのときには金利を、そうい

うことで調達いたしました資金の貸し出しについてはコストも考へてきめるというふうなことに相なると思ひます。

○堀委員 そうすると、今度私問題が起きてくると思ひのは、金利引き下げというの、大体が貸出金利を下げたところ、外債を受けるために外債の方が高くなつてくると、逆向けに国内の開銀の融資率が上がつてくる。金利引き下げというものが外債との関係で逆になるという点がちよつと私一つ問題があると思ふことと、もう一つ伺つておきたいことは、ユーロ・ダラーの流入が依然としてあるわけですが、たとへば東京銀行なら東京銀行におけるドル勘定、ドル預金といひますか、ドル預金の金利については何らかの国内の金利関係との間の関連があるのかどうか、ちよつと承つておきたいと思ひます。

○石野政府委員 最初の部分についてはまずお答えいたしますが、これは、電力資金をどういふ形で調達するか、電力資金全体をどういふ形でどういふ金利の形で調達するかという問題でございます。開銀の六分五厘の金利の資金がどの程度必要かということでございますが、これは社債で調達する部分も開銀の資金よりはるかに多い金額でございます。従ひまして、全体の資金調達の中で六分五厘のものが幾らあるかということでございます。それが百億の金がどうなるかということ、非常に大きな経理に対する影響というふうなこともないわけでございます。従ひまして、外債に依存する部分というの、その六分五厘で開銀が融資する部分が振りかわるというふうな

なくて、日本の国内での社債を發行するそういうものが振りかわつたというふうな考へてもいいわけでございます。それから、そういう意味では、外債が發行になるから直ちにそういう意味で金利が高くなるというふうなことは相ならないと思ひます。

あとこの部分につきましては、大体ユーロ・ダラー等の金利につきましては現在五分前後というふうなところとられておるようでございますが、これにつきましては、その市場その場の金利というものが動くわけでございますから、そういう意味におきましては、国内の金利とは一応関係はないわけでございます。

○堀委員 時間がありませんから、これは、今の電電債がきまつたときにもう一べんそのところを、少し今の答弁で私納得できませんので、伺ひます。それでは、大臣にちよつとここでこの大阪湾の埋め立て等の問題については政府としての見解を伺つておきたいのですが、これは二十五日に企画庁長官に來てもらつてやりますけれども、大体皆さんの方は、今度の所得倍増計画の中では、所得格差というものを減らしていききたいのだというのを盛んに予算委員会でも言つておられたわけですが、それが、現実には、実は大阪なりそれから東京周辺なり名古屋周辺、北九州というところの今の設備投資は非常に集中をいたして、大

体企画の調へによりまして、大抵この四大工業地帯とその周辺で、今度の一兆幾らの調査をされた中の七五%くらいが集中をしておるといふふうな伝えられておるわけですが、

さらにこういうふうにして大阪湾なりこれをどんどん広げていく—あとでちよつと運輸省に來ていただいておりますから伺ひますけれども、あそこには今度阪神防波堤というものを作つてその内側を埋め立てるといふようなことが、大阪の方の経済界では盛んに要望されておる。一体皆さんの考へておられる所得倍増計画の中の地方分散をしたいという工業立地の関係と今やられておることとは、完全に私は逆だと思ふのです。今の設備投資との関係等については、工業用水が非常に実は問題になつて、枯渇をしておるわけですが、これはこの間商工委員会でかなりこまかい議論をしましたからここではやりませんけれども、もう淀川水系の緊急水利ではほとんど困難な状態にきておる。さらに琵琶湖開発をやることすれば、何千億という新規投資が要るといふ段階にきておるときに、どんどん自治体がそんなことをやつて、それを認める、資金も外債でやるんだ—外債が入ることはけつこうです。しかし外債だけでいかにないでしょうか。いろいろなこととでんごんごういふことをやつていつていいのかわるか。皆さんの考へておられることとやつておられることとは違ふんじやないかと思ひます。大蔵大臣どうでしよう。

○水田國務大臣 工場の地方分散化、それによる地域格差の解消ということ、方針は方針として私どもは今後貫いていくつもりでございますが、それは別に、また一定の現在の工場地帯をさらに整備し強化することによつて、国際競争力が特に著しく増すというふうなことに於いては、現在の地帯

を中心にして拡充していくという政策もあわせてやる必要があると思ひます。特に今問題になつておりますのは、いわゆるコンビナートの問題でございます。一工場が独立して経営するといふことほどむだなものはない、数工場が同一地帯で全部連携して、一切の資材をむだにしないし、そうして隣接して全体計画を作ることによつて日本のコストは著しく下がるといふことを中心とした計画というものが現に今進んでおりますので、それはそれとしての計画を並行してやつていく必要があると思ひますので、従つて、こういう計画を進めると同時に、それと関係なく、独立して地方へ行つても問題のないというふうな工場をどんどん地方に分散させていくという政策もあわせてとるべきものだらうと思ひております。

○堀委員 今のは私全然ナンセンスだと思ふ。方針は方針としてある。額へ書いて張つておきましよう。しかし、それは額へ張つておくだけだから、われわれは合理的にできることから一番やりましよう。なるほど、資本主義の原則から見ましたら、今離れたところへコンビナートを一つぼんと置くよりは、それは消費地に近いところに置くのが一番有利にきまつておる。消費地に一番近いところ、そうしてともかくもその土地造成がこういう格好で地方自治体がどんどんやつてくれれば、できればそれに越したことはないですけれども、あなたのおっしゃるようなことを言つておる限り、所得格差とて、それが縮まる可能性は全然ないのにやらない限り、これは変なこうい

うふうなことを言つておる限り、所得格差とて、それが縮まる可能性は全然ないのにやらない限り、これは変なこうい

うふうなことを言つておる限り、所得格差とて、それが縮まる可能性は全然ないのにやらない限り、これは変なこうい



勾配になるのは明らかです。現在ですら非常な所得の格差がある。大体所得の状態は、住民一人当たりの分配平均所得を見ると、京浜地区一六九、阪神一四九、中京一三四、北九州一、二、北九州を除く九州は七三・一、実際には二分の一くらいしかないのです。だから、所得増計画というものの基本は、何にしてもある程度ならしていくということにならない限りいかぬといふことは、あなた方何回も答弁しておられるけれども、実際にはそういうことをやろうとするような努力は実は見られぬのです。これでは私今後非常に問題があると思う。なるほど、大阪市なりあるいは大阪府なり堺市なりというところは、地方自治体としても財政力も豊かでありましょうし、そういうところがやることについては政府は非常に積極的に行う。しかし、ほかのところではそういうことをやりたいときに政府は一体どうするのか。自治省あたりはこれを一体どう考えておりますか。よその方ではこういうことが起こる可能性がないのですか。東京、大阪とか名古屋だから外債を受けてやれるけれども、それ以外の、さっきちょっと私が触れたいいわゆる後進地域は一体どうなりますか。そういうめんどうをあなた方自治省で見ますか。

○奥野政府委員 自治省といたしましても、後進地域の開発を促進するといふことにつきましては、強い関心を持っておるわけでございます。また、そういう意味におきまして、後進地域の立地条件を整備しやすいようにといふことで、今回後進地域開発促進のた

めの公共事業費国庫負担の特例に関する法律案を国会に提出いたしておるわけでございます。従いまして、後進地域におきましても同様な計画ができて参りまして、またそれにつきましても政府としても援助し得るようないろいろな態勢が出て参りました場合には、積極的に協力して参りたい、こういう気持を強く持つておるわけでございます。

○堀委員 時間がありませんから、最後に運輸省に伺いたいのであります。現在、阪神防波堤の問題については、私ちよつとこの商工で聞きまして、課長がお見えになって、よくわかんなかったのです。二千万円の調査費を組まれている、浚渫船として四億五千万円の予算が組まれておる、こういうことではあります。この浚渫船の四億五千万円と阪神防波堤は可分なのか不可分なのか、この点をちよつと伺いたい。

○中道政府委員 阪神防波堤の問題でございますが、御承知のように、神戸なり大阪、堺等の阪神地区の港湾が年々発展をして参りますと同時に、施設が狭隘を告げて参りますので、それに対する施設計画を五カ年計画といたしましていたしておるわけでございます。一方で阪神地区は御承知のように非常に災害を受ける可能性が多いところでございますので、それらの災害を防止するという問題、また港湾全体としての能率的な施設整備、あるいは管理運営というような観点から、阪神地区については、ここに防波堤を建造することによつてこれらの目的を達成できるのじゃないか。これは、実はもと

○中道政府委員 阪神防波堤の問題でございますが、最近のような情勢に對しては、こつと計画が地方でも強く要請されておるもので、運輸省といたしまして、この問題については徹底的に一つ調査をしよう、こういう段階に至つておるわけでございます。そこで、お話し浚渫船の問題でございますが、阪神地区、特に防波堤の予定地、あるいはその他の地区におきましては、地盤が割合によくないところが多いのであります。しかし、ある程度水深以下になりますと、埋め立てに利用できるような砂質土が取れるといふことがわかつておるもので、そういう土砂を利用して、防波堤の建造の基礎を作るなり、あるいは土地造成を行なう、そういうような意味合いにおきまして、それに適當した浚渫船をおきまして、これは、現在の港湾計画におきましても、埠頭計画等において相當の土地造成を行なわなければ埠頭地帯ができないわけでありまして、そういう意味で、今神戸市あたりでは山土を保持して埋め立てをする計画をしております。しかし、必ずしもそれだけでは十分ではないので、あるいはコスト高になる面もあるかもしれない。そこで、そういう海底から土砂を比較的に安価に射出することができれば非常に港湾計画の推進に役立つ、こういう意味で、実は今までの浚渫船と違ひまして、深いところから良質の土砂を取ろうという一つの新しい試みといたしまして、これは過去相当実地検討、研究して参つたわけでありまして、今回そういう意味でこの浚渫船の建造に取りかかろう、こういうことでございまして、さしあたり今の港湾五カ年計画そのものにこれを利用しよう、こ

いふふうに考えておるわけでございます。○堀委員 そうすると、この四億五千万円による浚渫船と阪神防波堤とは一体のものとして考えなくてもいいといふことですね。○中道政府委員 さようでございませぬ。

○堀委員 次に、この防潮堤の見通し——調査費をお組みになったことですから、なかなかその簡単に結論は出ないと思うのですが、順調に進んだとしたら一体いつごろになるのですか。可能性があるのかないのか。私は、あそこは相当深く、実は技術的な問題としてちよつと問題があるのかという判断をしておるのですが、その点についてはどうでしょうか。○中道政府委員 実はその点が一番問題でございます。計画自体としては先ほど申しましたようないろいろな意味があるわけでございますが、これが合理的に実現できるかどうか。これについては技術的な検討が一番重要なものになる。従いまして、これも実は昨年来いろいろな方面から技術研究をやっております。しかしまだ十分でございますので、今後この調査費を利用いたしまして十分な検討をいたして参りたい。しかし、何と申しましてもちよつと計画は実現できるといふふうに考えておりますので、これを合理的に建設したいと考えております。今お話しのとおりでございますかというところでございまして、一応五年かあるいは六、七年くらいでやれたらどうかと考えておる段階でございます。

防潮堤が防潮堤としてだけできるならば問題は少ないと思つておるのです。防波堤ができれば、内側を埋めたというところが次に起こってくる。そういうことが起こってくるわけですね。そこで、港の方の立場で伺つておきたいのですが、両側が今埋め立てられつつある。堺、大阪の側と神戸の側をだんだん埋め立てる。だんだんまん中のところが少しへこんでくる格好になります。こういう場合に港の立場から高潮その他で危険だと稱する説もあるわけですが、皆さん側の判断としては、両側が埋め立ててくれば、防潮堤がない限りは、まん中を、埋め立ててみても、まん中における被害といふものはそう変わらないのじゃないかと私は思ふのですが、そこはいかがですか。

○中道政府委員 両側を今埋め立てております。今お話しのように、防潮堤の目的の一つに、高潮を防御する。土地造成をやりやすいためにも、そういう第一線の防波堤がございまして、それによつて台風のエネルギをそこで押さへる。それから、土地造成といたしましても、あるいは工場敷地だけでなく、港の施設もそこにもろろ作るわけでございます。あるいは都市計画等も行なわれる。そういういたしますので、防波堤の内部にやはり水域を設けまして、そこに本船がつけるといふような施設もできてくるわけでございます。従いまして、それらの全体を総合的に勘案いたしまして、最もいい計画をその中に立てようというのがわれわれのねらいでございます。そういう意味で調査を続ける、こういうふう

な行き方でございます。

○堀委員 私の伺い方がちょっと悪かったのですが、今両向きを埋め立てますね。そうすると、高潮になったらまん中があふないから、まん中も埋め立てなければならぬという議論が一つあるわけですね。それと防波堤の問題と今二つ出ているわけですが、もし防波堤が技術的に非常に困難でできないと仮定をした場合に、あなた方海防の側から見ると、両側が埋め立てられて、まん中が引込んでできた場合は、内部の方が高潮の際に非常に危険だというふうな意見をとりられるかどうか。私は、事実上の問題として、それは、奥に入ってくれば、その奥の部分というものが程度幅が狭められた格好で問題が起こると思うのです。しかし、実際は両向きを埋め立ててもそんなに高いものじゃないから、まん中の部分にそんなに大きな影響が集中するものじゃない、両向きが高いものであれば別ですが、今の海岸埋め立てではそんなに高いものができるはずはないのですから、その点はあまり大した被害はないのじゃないかと思えますが、港灣の側として見たらどうお考えですか。

○中道政府委員 先ほどの御説明がポイントをはずれておりましたが、今の話は、たとえばらっぱ状に両側が狭められておる場合に、奥の方が非常に大きな被害を受けるのじゃないかということだと思えます。御承知のように、名古屋のようなあいつた形になりますと、やはりそういう影響があると思えます。しかし、今の場合非常に海岸線が平べったく長いものですから、必ずしもそういう影響が強いかどうか

か—それほどでないかもしれませぬ。ただ局部的にはそういう現象も起るかも知れません。しかし、湾曲して参りますと、全体に一直線の平べったいところよりはそういう影響が多少起るのじゃないか。そういう意味から言いましても、防波堤なりあるいは埋立地の防壁、そういうもの考慮はやはり必要だと思えます。

○堀委員 以上で終わります。  
○足立委員長 安井委員。  
○安井(吉)委員 初めに、この大阪湾及び堺港総合整備事業計画の外債に関する問題につきまして申し上げたいと思つておりますが、私どもが今までの間にいたっている資料は、政府の提案理由の説明、この三ページのもののだけなんです。大体この事業主体がどれで、どういう事業計画で、どういう借款の内容を持つのかということについては資料は一切いたっておりません。これはいささか不親切な態度ではないかと思つております。これはもうこの事案だけについて言うわけじゃない、今までもこちらから要求しなければ資料をお出しにならない、そういう態度であつたのじゃないかと思つて、一つこれを契機として、政府並びに委員長においてぜひ善処をして、出していただくたいわけですね。この審議は次に続くつもりですが、全体的な事業計画、さらにまた、ただいまも質疑の中で若干は明らかになつたわけですが、借金のいろいろの条件とか一応の見通し、そういうものについての資料をぜひこの次にお出しをいただきたいと思つております。

そこで、きょうは、この外債導入に関する形式的ないろいろな問題につき

まして、いろいろな問題といつても時聞がありませんから、ごく簡単に一つ伺いたいと思つておられます。まず初めに、一体どういうふうな意図で今度の外債導入計画が計画されたのかということ。つまり、国内で地方債についての資金調達資金源が非常に枯渇して乏しいから、外債に持つていかなければいけないから、あるいはまた資金コストがぐく安からそちらの方に飛びついていかなければいけなかつたのか、それともまた別な条件があつたのか、その点からまずお伺いしたいと思つております。

○奥野政府委員 御承知のように地方債計画全体が二千億円でございまして、そういうことから考えて参りますと、特に大阪港及び堺港を中心としてこれだけの資金を投入していくということになつて参りますと、かなり無理が起るわけでございます。しかし、無理があるからといって、不利な条件で外債を入れるというふうな考え方は毛頭ないわけでございます。ぜひ有利な条件でこれだけの資金を確保したいという考え方に立つておるわけでございます。そういう希望のもとに、外債を地元団体といたしましても自治省としても計画いたしておるわけでございます。

○安井(吉)委員 そういたしますと、当初の政府の財政投融資計画、その中に地方債の計画があつたわけでありまして、これは九十億円でございまして、これはそのワケ外なわけですか、それともワケの中なわけですか。

○奥野政府委員 ワケ外でございます。○安井(吉)委員 そういふことになり

ますと、結局、これからあとも、外債というふうな問題が地方公共団体に提起されるようになりますと、そういうものがワケ外でほとんどほとんどふえていく、そう理解していいわけですか。

○奥野政府委員 適当な事業があり、有利な条件で相当な資金が導入できるというふうな場合には、ワケ外でそれらの画計の達成に自治省としては努力していきたいという考えでおるわけでございます。

○安井(吉)委員 そういふことになりまして、結局、当初財政投融資計画といたつたような、もっともらしいような形を作つて、一応全体的な規制をしようというふうな考え方が—私はいかぬからそうすべきだといふわけじゃないから、そういうふうなわけがあるものが一応今の答への中では意味がなくなつてしまふような気がするわけですね。全体的な計画というものがこれわけてしまふ。だから、將來とも、地方公共団体の地方債というものは、上からワケをきめて規制していくというふうな考え方を、もちろんこれを放棄されるというふうな希望も、いふもつともそういうふうな希望も、いふところまで踏み切るお気持ちを持つて今度のような措置に出られたのか、その点についてもう少し伺いたいと思つております。

○奥野政府委員 地方債計画を続けます場合には、国内で調達できます資金の限度の問題と、地方団体が必要としたしております事業資金、両面からきまつて参る問題であらう、こう考えおるわけでありまして、外債の問題は、そう簡単に適当なものを見つかる

ことができるとは思わないわけでございます。また、外債ということになりますと、相当規模の大きな事業ということになつてくるだらうと思つて、政府としてもぜひ協力をしていかなければならない、大規模な事業があり、しかもまた有利な条件で外債を導入できるというふうなものにつきましては、積極的に協力したい、しかしそういうものはさらにあるわけのものではない、かように考えておるわけでございます。

○安久(吉)委員 そこまでいきましても、たとえば地方公営企業等の起債はもうワケはずすのだというふうなところまで—それが一応当面の措置として現在は規制されたままになっておるわけですが、そういうふうなものもこの際全部ワケを払つてしまふ、そういうふうなところまで踏み切るような段階にまで進んでいくように思つて、その点いかがですか。

○奥野政府委員 公営企業でありますも、地方債の許可制度をはずすという考え方はございませぬ。やはり究極的には地方団体の財政負担に帰着するものでございませぬ。同時にまた、地方債の許可制度を通じて、それぞれの資金を必要とするところに適正に配分していきたいという考え方を持つておるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、特に許可制度をはずすというふうな考え方は持つていないわけでございます。

○安井(吉)委員 大蔵省の方では、今の地方債の全体的な規制といひますか、ワケをもつて措置していくというふうな問題につきまして、今度のこの借款の問題を含めてどういふふうなお

○奥野政府委員 大蔵省の方では、今の地方債の全体的な規制といひますか、ワケをもつて措置していくというふうな問題につきまして、今度のこの借款の問題を含めてどういふふうなお

○奥野政府委員 大蔵省の方では、今の地方債の全体的な規制といひますか、ワケをもつて措置していくというふうな問題につきまして、今度のこの借款の問題を含めてどういふふうなお



○奥野政府委員 地方債の総額は、一般会計、公営企業を合わせまして一兆円をちょっと出たところでございませう。

○西原政府委員 地方債の外債は、従来東京とかあるいは横浜、名古屋、大阪の築港等が昔ございまして。これらものはおおむね政府に承継いたしましたので、現在ではそういうものもございませぬ。ただ残っておりますのが東京都の借債だけでございませぬ。

○安井(吉)委員 金利はどれくらいですか。国内の現在の起債金利はどれくらいに回っておりますか。

○奥野政府委員 七分三厘五毛が指定地方債の利回りでございます。

○西原政府委員 地方債は従来七分七厘二毛でございましたが、今度改定になりました。七分三厘五毛四厘でございます。

○安井(吉)委員 問題は、外債が安いからというよりも、国内の地方公共団体に対する起債の金利の方が実は高過ぎるのではないかと気がするわけでございます。大体において国はあまり借金は負ってない。むしろ毎年一銭も借金なしのいわゆる健全財政で、税金だけはばりばり取ってやっておるわけですから、地方公共団体の方は一兆円も借金を負わされて、しかも国の方で今までは七分七厘、今は七分三厘になるわけですが、そういうような相対的に金利を取ってやっていると現実、しかも、一方財政融資計画の全体的な俯瞰から言いましたら、大企業の方に比べて低い資金コストというものは、ずつと低められてきたこと、さらにも一つ矛盾があるというふうな気が

するわけでありませぬ。大蔵省の今後の考え方として、この地方公共団体に対する起債の金利をさらに一そう引き下げていくというふうな問題について、どういふふうな検討が進んでいるか、その点を一つお伺いしておきたいと思ひます。

○西原政府委員 たいだいま申し上げました地方債の金利は、市中で引き受けられる地方債の金利、従ひまして、ほかのいろいろな債券の利回り等の関係というものをどうしても見なければならぬ金利につきましては、これは全体的にも機会があれば下げていく、また下げられるなら下がっていく方が望ましいというところは、申すまでもないことと存じます。この四月一日から金利の改正がございまして、債券の關係で申し上げますと、電力債が七分八厘三毛から七分四厘に下げられた。地方債が今申し上げましたように七分七厘二毛から七分三厘五毛四厘、金融債が利付七分六厘一毛が七分三厘、公社債が七分三厘一毛三厘が約七分一厘、こういうふうになりましたので、こういうバランスから考えますと、地方債を市中で引き受けてもらおうということになりますと、やはり現段階においてはこの程度で仕方がないのではなからうかというふうな考えられるわけでありませぬ。

○安井(吉)委員 電力というのも公益事業というワケの中でしようが、地方公共団体の仕事はそういうものの範疇を通り越したものであるわけですね。つまり国の一部だといふふうな考え方に立って考えれば、一兆円というふうな大きな負債の現在額をかかえて、それに大幅な利子を持たせていく、しかも

も一方地方交付税等でその元利償還金の一部を見たりもしているわけですね。そういうふうなことからいいますと、地方公共団体の起債の問題は別な特殊な問題として処理されるというお気持ちでなければ、国・地方を通ずる財政の全体的な健全化ははかられないことだと思ひます。国は健全財政でも地方が一兆円も借金をかかえていて、しかも最近赤字は減ってきているというふうな状態は、国全体の健全さというふうな姿でない、そういうふうな見方からも、このことはやはり考えていかなければならぬ問題じゃないかと思ひます。そういうことになりましたと、この外債の問題も問題が変わってくるのではないかと思ひます。

ただ、もう一つ資金コストのことで心配になりましたのは、地方公共団体が外国からその借金をするためにいろいろ経費がかかる。そういうふうなもののがコストを相当引き上げている形になりはしないか。その点はどういふふうに見ておられますか。

○磯田政府委員 ドイツにおける最近の外債発行例によりますと、応募者利回りが六%前後であるというところを先ほど申し上げたのでございませぬが、先方に参りましたときの旅費とか通信費とか、あるいはあとでこれを償還するためのフィスカル・エージェントに対する手数料であるとか、そういうふうないろいろな経費がかかるわけですね。こういうものを入れた場合には、発行利回りというものは応募者利回りよりはるほど高くなる。しかし、これはドイツの場合とか、アメリカの

場合とか、あるいはスイスの場合とか、起債地によりましてそれぞれ取ります手数料等が違ひますので、現実にネゴシエートしてみなければわからない。しかしいづれにしてもそう高くないと思ひわけでありまして、従つて、現在の見通しをいたしましては、国内の発行利回りよりは相当下回つたところで発行できるのではないかと、いう見通しを持っておる次第であります。

○安井(吉)委員 それにしても、いろいろの旅費だとか手数料といった経費がかからなければからぬほどコストは安くつくのですから、そういうものがからぬような方向に御指導を願ひたいと思ひます。

そこで、最後にちょっと保証の問題について伺ひます。今私の手元に法案がないのですが、たしか九十億円の保証というように伺つたわけでありませぬ。全体の借款規模がたしか三百五十億ということになりましたが、その後の部分、今年九十億円ですが、あと毎年話がきまれば、特殊立法という形で法案をお出しになるのですか。そういうふうな方向をおやりになるのか。その点一つお伺ひをいたします。

○上林政府委員 御審議を願ひております法律は、そういう将来のことも考へまして、本則におきましては、大阪港及び堺港におきます港灣施設の建設改良またはこれらの臨港地域における工場用地の造成云々、こういうような整備事業のために、国会の議決を経た金額の範囲内におきまして保証契約をすることができ、こういう法文にいたしております。従ひまして、三十七年度以降につきましては、予算総則

におきましてその限度の御議決を願うことに必要に應じてまゐるわけでございます。三十六年度におきましては、実はこの計画が確定いたしましたので、この法律案の附則におきまして、たいだいま御指摘がございまして、三十七年度におきまします保証の限度額を九十億円に相当する外債というふうな規定をいたしてございませぬ。

○安井(吉)委員 なお質問いたしたいと思ひますけれども、時間もありませんので、きょうはこれで終わります。

○足立委員 長、なお、先ほど安井委員から要求のあった資料はできませぬ。二十五日には法案を採決する予定ですから、なるべく早く資料を提出するよう要求をいたします。

次回は来たる二十五日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会